

# 情報提供

那医発第 379 号  
令和4年10月25日

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利博朗  
副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。  
沖縄県医師会より「医業経営関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖医発第 1037 号 E  
令和4年10月14日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 稲富 仁  
(福祉・経営担当理事)  
(公印省略)

## 医業経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例処置について、令和4年9月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が開始されることに伴い、本特例措置が令和5年3月末まで延長となる旨の情報提供となっております。

本通知②は、中小企業庁よりセーフティーネット保証5号の指定期間延長と対象業種が公表されたことの情報提供となっております。

## 記

① 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について

(令和4年9月26日 日医発第1248号(医経)(保険)(健Ⅱ))

② 信用保証協会によるセーフティーネット保証5号の指定期間延長について(情報提供)

(令和4年9月27日 日医発第1262号(医経))

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp



日医発第 1248 号 (医経) (保険) (健Ⅱ)  
令和 4 年 9 月 26 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 宮川 政昭  
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の  
収入確認の特例の延長について

新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例については、令和 3 年 6 月 8 日付文書 (税経 25 号)、令和 3 年 12 月 9 日付文書 (税経 68 号) にてお知らせしているところです。

今般、厚生労働省保険局保険課長より、「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について」が発出されましたので、お知らせいたします。

令和 4 年 9 月半ば過ぎからオミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種が開始されることとなり、令和 4 年 9 月末までとされていた、本特例措置についても 令和 5 年 3 月末まで延長されることになったものです。

本特例措置については、厚労省の下記の Web サイトに別添様式 1 の申立書 (ワードファイル) とともに掲載されていますので、あわせてご確認ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19044.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19044.html)

上記の特例は、あくまでも社会保険における被扶養者認定におけるものであり、税制上の特例ではないことを申し添えます。

なお、医療職以外 (事務職等) については、従前どおり、一時的に収入が増加する場合については、令和 2 年 4 月 10 日付事務連絡及び令和 3 年 2 月 12 日付事務連絡において示された取り扱いに沿って適切に対応いただくよう記載されています。

また、令和 4 年 10 月 1 日から「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和 2 年法律第 40 号) の一部が施行されることから、短時間

労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われます。(該当する事業所には日本年金機構より個別に事前の通知がされております、ご確認は所管の年金事務所までお問い合わせください)

具体的には、厚生年金保険の被保険者の総数が **100人を超える事業所で**、下記の4要件を全て満たす労働者が適用拡大の対象となります。

- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金8.8万円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

上記の適用要件に当てはまる労働者については、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱われることとなり、被扶養者とはならないことにご留意をお願いします。(上記の内容は概要となります。個別事例のご確認は年金事務所、もしくは保険者(協会けんぽ、健康保険組合)までお問い合わせください。)

なお、適用拡大の詳細については、下記の厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイトをご参照ください。

(厚生労働省 社会保険適用拡大特設サイト)

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

(別添資料)

- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について(周知依頼)  
(日本医師会宛添書 厚生労働省保険局保険課)
- 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について(令和4年9月20日付 厚生労働省保険局保険課長)
  - ・様式1:新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書
  - ・別紙1:新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A(保険者向け)
  - ・別紙2:新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ&A(被保険者・被扶養者向け)
- 被扶養者の収入の確認における留意点について(令和3年2月12日事務連絡)



日医発第 1262 号 (医経)

令和 4 年 9 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

信用保証協会によるセーフティネット保証 5 号の指定期間延長について (情報提供)

平素は本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、中小企業庁より、セーフティネット保証 5 号の指定期間延長 (令和 4 年 12 月 31 日まで) と対象業種について、別添の通り、公表されました。

セーフティネット保証 5 号は、特に重大な影響が生じている業種について、売上高が前年同月比 5%以上減少等の場合、一般保証 (最大 2.8 億円) とは別枠 (最大 2.8 億円) で借入債務の 80%を信用保証協会が保証する資金繰り支援制度です。

今般、対象業種の指定について、令和 4 年 9 月 30 日までとされていた指定期間が令和 4 年 12 月 31 日までに延長されました。

対象業種には、一般病院、精神科病院、有床診療所、無床診療所が引き続き含まれています。これは、7 月 12 日付文書 (日医発第 658 号) にて都道府県医師会にご協力をお願いした緊急業況調査の結果を踏まえて対象業種として指定されたものです。ご協力下さいました都道府県医師会に御礼申し上げます。

本制度を利用される場合、まずは取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。

なお、「最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5%以上減少等」について市区町村長の認定が必要となります (別添「セーフティネット保証 5 号の概要」参照) が、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けている事業者等への緩和措置として、「最近 3 か月間の売上高」に替えて「最近の 1 か月の実績とその後 2 か月の見込みを含む 3 か月の売上高」とすること、「前年同期」の実績に替えて「令和 2 年 2 月より前の 3 か月」の実績と比較とすることが可能となる場合もあります。売上高減少等の要件の詳細については、事業所の所在する市区町村にご確認ください。

また、セーフティネット保証 5 号を含むセーフティネット保証制度の詳細は、以下の URL をご参照ください。

- ・中小企業庁「セーフティネット保証制度、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項」

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_gaiyou.htm](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

#### [問合せ先]

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※ 平日 9:00～17:00

※ 実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

#### [最寄りの信用保証協会]

<https://www.zensinhoren.or.jp/nearest/>

また、セーフティネット保証5号を含め、新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和3年4月30日付都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融措置について（情報提供）」（税経14）においてお知らせしておりますが、同通知文の別添資料2「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、以下のURLで最新情報をご確認ください。

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

#### (別添資料)

- セーフティネット保証5号の対象業種を指定します（中小企業庁、令和4年9月16日）

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/220916\\_5gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2022/220916_5gou.html)

- セーフティネット保証5号の指定業種、指定期間：令和4年10月1日～令和4年12月31日（中小企業庁）

- セーフティネット保証5号の概要（中小企業庁）